

令 2 薬務第 1 6 5 号  
令和 2 年（2020 年）5 月 7 日

薬局開設者 様

山口県健康福祉部薬務課長

電話や情報通信機器を用いた服薬指導等の実施に伴う  
薬局における薬剤交付支援事業について

このことについて、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

なお、当該事業は一般社団法人山口県薬剤師会が実施主体となりますので、詳細については下記 1 へ御確認ください。

また、別添通知内に記載されている新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省等からの通知については、当課ホームページ（下記 2）に掲載しております。

#### 記

##### 1 当該事業について

URL : <http://yama-yaku.or.jp/haitatu/news2020/corona-0410.htm>

【山口県薬剤師会トップページ > お知らせ】

実施主体：一般社団法人山口県薬剤師会

TEL 083-922-1716

##### 2 新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省通知について

URL <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15400/yakuzi/202003060001.html>

【山口県トップページ > 組織から探す > 薬務課 > 薬事・新型コロナウイルス感染症に関する通知等について（薬務課関係）】

薬事班

TEL 083-933-3020

FAX 083-933-3029